

## 年金等調整方法申請書

公立学校共済組合東京支部長 殿

このことについて下記のとおり申請いたします。

年 月 日

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

組合員証番号 \_\_\_\_\_

★ I、II、IIIの各項目について、該当する項目の□の中に✓印をつけてください。

### I 老齢厚生年金・老齢基礎年金・退職共済年金について

- 1 傷病手当金支給期間中に、老齢厚生年金等の受給を開始する予定はない。
- 2 現在、老齢厚生年金等を受給している。  
→裏面の提出書類①を添付してください。
- 3 傷病手当金支給期間中に、老齢厚生年金等の受給を開始する予定がある。  
→裏面の「調整方法申請」欄を記入してください。

### II 障害共済(厚生)年金・障害基礎年金・障害一時金(障害手当金)について

- 1 現在、障害共済(厚生)年金・障害基礎年金・障害一時金(障害手当金)の受給対象者ではなく、今後も障害共済(厚生)年金等の請求はしない。  
※申請時点では上記1であったとしても、変更が生じた場合には、短期給付担当(03-5320-6827)に連絡してください。
- 2 現在、障害共済(厚生)年金・障害基礎年金を受給している。  
→裏面の提出書類①を添付してください。
- 3 現在、障害共済(厚生)年金・障害一時金(障害手当金)を受給していないが、
  - (1) 障害共済(厚生)年金等の請求をし、決定を待っている。
  - (2) 今後、障害共済(厚生)年金等の請求をするつもりである。→裏面の「調整方法申請」欄を記入してください。

### III 公務(通勤)災害について

- 1 傷病手当金を請求する傷病は、公務によらない傷病である。
- 2 傷病手当金を請求する傷病について、公務(通勤)災害の認定請求中(又は予定)であり、
  - (1) 傷病手当金を受給するが、公務(通勤)災害に認定された場合は全額返還する。
  - (2) 公務(通勤)災害の認定請求結果が出るまで、傷病手当金の受給は停止する。→公務(通勤)災害の認定結果を受け取ったら、決定通知書の写しを提出してください。

※地方公務員災害補償法の規定による休業補償等を受給される場合、傷病手当金は支給されません。休業補償等の受給が決定されたら速やかに御連絡ください。  
なお、必要な場合には、地方公務員等共済組合法第68条第12項に基づき休業補償等の実施機関に対して休業補償等の受給状況の確認を行うことがあります。

## 《調整方法申請》

※表面「Ⅰ-3」又は「Ⅱ-3(1)又は(2)」に✓をつけた場合のみ記入してください。

年金・障害一時金（障害手当金）の支給が決定された場合、傷病手当金は年金・障害一時金（障害手当金）相当額を差し引いて給付することになります。

つきましては、年金・障害一時金（障害手当金）の額が決定するまでの間の傷病手当金の取扱いについて、下記の(1)(2)のどちらかを選び、□の中に✓印をつけて、この申請書を提出してください。

なお、下記の提出書類①②がお手元に届き次第、その写しを提出してください。

- (1) 年金・障害一時金（障害手当金）の額が決定するまで傷病手当金の受給を停止する。また、年金改定の際も同様とする。

※年金・障害一時金（障害手当金）の決定後、年金・障害一時金（障害手当金）相当額を差引く調整を行った上で、停止していた傷病手当金を纏めて支給します。

- (2) 年金・障害一時金（障害手当金）の額が決定するまでは、年金との調整は行わずに傷病手当金を受給する。  
年金・障害一時金（障害手当金）の額が決定したら、既に受給した傷病手当金のうち、年金・障害一時金（障害手当金）相当額を一括して返還する。  
また、年金改定の際も同様とする。

【提出書類】（以下の書類の写しを提出してください。）

① 年金証書及び年金決定通知書・「年金額及び支給年額」等の付属書類

- ・年金の支給開始月、年金額、年金額の改定月や改定後の額等、受給状況がわかる書類を提出してください。
- ・障害共済（厚生）年金、障害基礎年金、老齢厚生年金、老齢基礎年金、退職共済年金のうち、受給している全ての年金について提出してください。

② 障害一時金（障害手当金）の決定通知書等

※ 表面で「Ⅰ-1」「Ⅱ-1」「Ⅲ-1」のみに✓をつけた場合は、上記書類は提出不要です。

【提出先】 公立学校共済組合東京支部 給付貸付課短期給付担当

〒163-8001

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号都庁第二本庁舎14階南（教育庁福利厚生部内）

電話：03-5320-6827

（令和6年1月）